

厚生労働省における野生鳥獣肉（ジビエ）の安全性確保のための主な取組

野生鳥獣肉の処理等における衛生確保のための取組

○「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の策定（平成26年11月）

野生鳥獣（シカ、イノシシ等）の捕獲から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、野生鳥獣肉（ジビエ）の安全性確保を推進するため、狩猟者やジビエを取り扱う食肉処理業者等の関係者が共通して守るべき衛生措置を盛り込んだもの。

○食肉処理業者等によるHACCPに沿った衛生管理の制度化

平成30年6月の食品衛生法の改正により、ジビエの処理業者を含めた食品事業者は、衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を実施しなければならない^注こととなった（令和3年6月に完全施行）。

（注）小規模のジビエ処理業者については、弾力的な運用として、業界団体が作成した「小規模のジビエ処理施設向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を参考にして衛生管理を行うことが可能。

※ ガイドラインの内容及びHACCPは、農林水産省による国産ジビエ認証制度にも反映されるなど、厚生労働省は食品衛生の観点で協力。

○消費者に対し、十分に加熱して喫食するよう注意喚起（厚生労働省HPやリーフレット等の作成・配布）

野生鳥獣肉の放射性物質に関する取組

○食品中の放射性物質の基準値を設定（食品衛生法に基づく。野生鳥獣肉は一般食品の100ベクレル／kgを適用。）

○検査対象自治体を実施する検査結果の公表

原子力災害対策本部策定の指針「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、検査対象自治体（17都県）に対し、検査計画の策定及び検査の実施を通知し、検査結果を取りまとめて公表

○出荷制限解除における農林水産省等との連携

原子力災害特別措置法に基づき10県に指示されている野生鳥獣肉の出荷制限等について、関係自治体が行う出荷制限解除申請の支援、市町村単位の解除に係る解除条件の考え方の整理において農林水産省に協力

1. 産業保安に係る取組

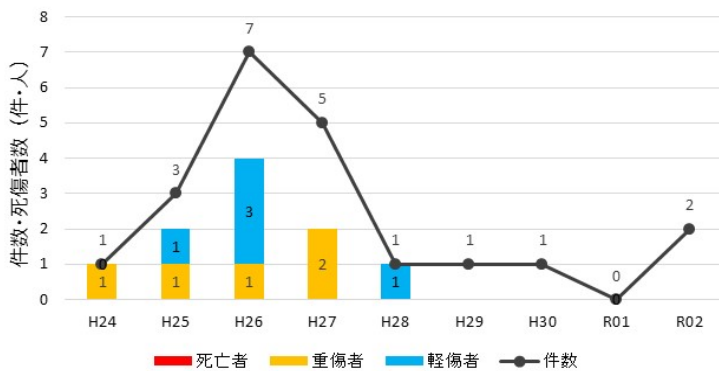
(1) 鳥獣被害対策に活用される製品利用時の安全周知

- 鳥獣の追い払いや侵入防止に活用される動物駆逐用煙火や電気さくなどの事故防止のため注意喚起用のポスター等を作成、関係者への周知を実施。
- 動物駆逐用煙火については平成29年以降、電気さくについては平成28年以降、事故による罹災者は発生していない。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の円滑化

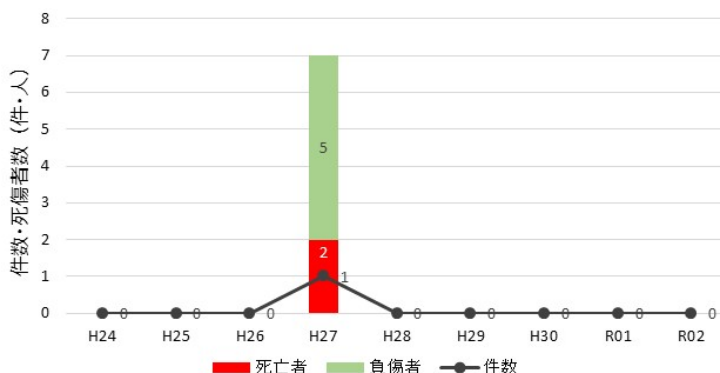
- 令和元年6月、火薬類取締法を改正（警察庁、経済産業省、環境省）し、実包等の無許可譲受の対象範囲を指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者にも拡大。

図1：追い払いに伴う動物駆逐用煙火の事故の推移



注1) 動物駆逐目的に使用したものに限定。 注2) 事故件数には、火災等を含む。

図2：電気さくの事故の推移



■注意喚起のポスター（上：煙火、下：電気さく）



2. 皮革関連産業への支援（獣皮の有効利用）

（1）皮革産業振興対策事業費補助金

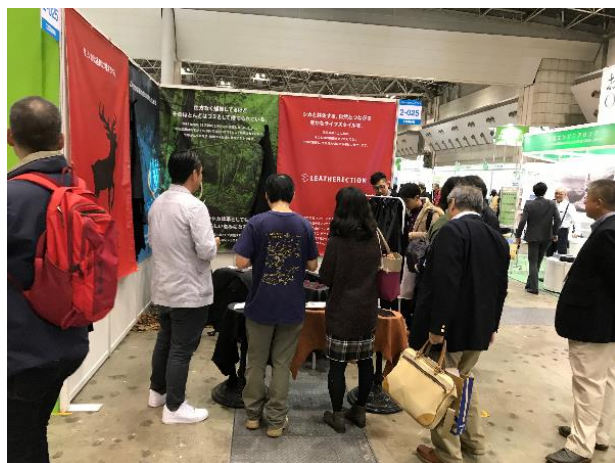
【令和3年度予算案額：3.0億円の内数】

●事業の内容

中小・小規模事業者が多い我が国皮革関連産業について、需要開拓、ブランド化・高付加価値化への対応、人材育成等の事業に対して支援を行い、我が国皮革関連産業の国際競争力を強化する。

具体的には、皮革関連産業の団体または事業者で構成されるグループ（4社以上）が実施する、皮革製品の試作品の製作や国内外の展示会への出展などの取組を支援。獣皮の有効利用に向けても、本補助金により支援可能。

＜展示会の模様、試作品＞



（2）獣皮の有効利用に向けた調査

平成29年度に「野生害獣の駆除等により生じた皮革の利活用に関する実態調査等」を行い、獣皮利活用の状況と課題をとりまとめた。

- 一定量の原皮を継続的・安定的に調達
- 原皮の皮剥や保存方法、皮質の安定化
- 消費者ニーズの把握、産地の特徴や野生獣皮の特色を活かしたデザイン
- 販売先の確保、野生獣皮に対する消費者の理解、地産地消のブランドストーリー

防衛省・自衛隊による鳥獣被害対策への協力について

基本的な考え方

防衛省・自衛隊による鳥獣被害対策については、地方公共団体等からの協力依頼があった場合には、土木工事等の受託(自衛隊法第100条)による枠組みでの対応を基本とし、以下の考え方に基づき、個別に対応。

土木工事等の受託(自衛隊法第100条)

- (1) 事業区分(隊法第100条、施行令第121条第2項)
土木工事、通信工事、防疫事業、医療事業(へき地に限る)、輸送事業
- (2) 鳥獣被害対策の場合の事業例
侵入防護柵の設置のための造成工事、緩衝帯の整備
- (3) 受託の要件
 - ① 機械操縦など訓練の目的に適合する場合
 - ② 任務に支障を生じない範囲
 - ③ 民業を圧迫しないこと
 → 上記要件を満たし、防衛大臣等の承認を得たもの

(参考) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針

最終改正：平成29年10月30日付け農林水産省告示第1643号

二 3 (9) ④ 自衛隊への協力要請に関する事項

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合(例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合)には、自衛隊に協力を求める内容について記載する。

ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

その他の最近の協力

○ 地方公共団体が実施する鳥獣被害対策への協力

- 北海道が実施する「エゾシカ駆除計画」への協力(22～26年度)
 - ※ 自衛隊ヘリによるエゾシカの捜索及び生息状況調査や、雪上車等により捕獲したエゾシカの輸送支援
- 高知県におけるニホンジカ被害対策に係る自衛隊の協力(26～28年度)
 - ※ 駆除の際の自衛隊ヘリによる生息偵察等の支援

○ 隊友会との連携

鳥獣の被害を防止するためには、捕獲の担い手である狩猟者の確保が重要な課題の1つであることから、自衛隊OBで構成される隊友会の会員に対し、狩猟の魅力や社会的役割について、農水省や環境省と連携して、広報・普及活動の協力を要請。

【具体的な広報・普及活動の取組】

- 平成28年以降、隊友会定時総会(毎年6月開催)において、以下の取組を実施
 - ・農林水産省及び環境省から全国の都道府県隊友会に対し、鳥獣被害対策の重要性を説明
 - ・隊友会員へパンフレットを配布
 - ・地方自治体から鳥獣被害防止活動への参加依頼があった場合における協力要請

○ 自衛隊演習場への立ち入り

地方公共団体等から駆除や罠の設置等のため、演習場等への立入要請があった場合、訓練に及ぼす影響等を考慮し、支障がないと判断できる場合には、駆除者の立入りや罠設置を許可。

地方公共団体への協力



隊友会への協力依頼



立ち入りへの協力（罠設置）



1 事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応（令和2年12月より）

項 目	改 正 前	改 正 後
1 事業被害防止目的のためのライフル銃の所持許可の対象の拡大	① 鳥獣被害対策実施隊員の隊員 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	① 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者（鳥獣被害対策実施隊員＋ 特定従事者 ） ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
2 申請先の変更	自治体等の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会	申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会
3 1丁のライフル銃を複数の立場（業務）で使用する	1丁のライフル銃を複数の立場（業務）で使用する ことができない。	1丁のライフル銃を複数の立場（業務）で使用する ことが可能 （許可の条件を付加することで対応可能）
4 「ライフル銃による捕獲を必要とする意見書」の見直し	市町村長又は都道府県知事からの「 <u>ライフル銃による捕獲を必要とする意見書</u> 」の提出	市町村長又は認定鳥獣捕獲等事業者からの「 推薦書 」の提出（注） ※ 「ライフル銃による捕獲を必要とする意見書」は 廃止
5 「出勤命令簿兼持ち出し承認簿」の廃止	「出勤命令簿兼持ち出し承認簿」及び「ライフル銃管理票」の作成	「 ライフル銃管理票 」のみ作成 ※ 「 出勤命令簿兼持ち出し承認簿 」は 廃止

（注）市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣による農業等の事業の被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲をする人材を中・長期的な視点を持って育成・確保するとともに、適当な人物の推薦を確保する観点から、現に当該**市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者の監督の下で、猟銃を使用して鳥獣の捕獲等に従事している者と話し合い、又は自らの判断で、適任者を推薦**

2 技能講習に係る特例（鳥獣被害防止特措法附則第3条）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
技能講習の免除者	19,373	19,116	18,760	19,728	18,959
（実施隊員）	6,099	7,180	7,462	8,487	8,865
（特定従事者）	13,274	11,936	11,298	11,241	10,094

3 猟銃等の人身事故発生状況

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
人身事故の発生件数	8	17	18	8	16
（暴 発）	4	9	9	2	11
（矢先の安全不確認）	2	5	6	3	3
（誤 認 発 射）	2	1	1	2	1
（そ の 他）	0	2	2	1	1